

水俣市監査委員公告第9号

令和3年度定期監査（後期分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和4年6月27日

水俣市監査委員 坂本 幸則



水俣市監査委員 真野 頼隆



水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

地域振興課
令和4年5月6日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。 ㊦ 同一週内に振替休日を取得しているにもかかわらず、振替手当を支給しているもの。 (令和2年10月実働分、企画推進室1件) ㊧ 時間外勤務時間の入力誤り。 (令和3年9月実働分、地域振興係3件) (3) 注意事項 2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2、680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)を行うこととされたい。 (地域振興係) ㊦ 学校基本調査に係る交付金 ㊧ 経済センサス活動調査に係る交付金 ㊨ 経済センサス調査区管理事務経費に係る交付金 ㊩ 経済センサス活動調査に係る追加交付金 (2) 領収証により収納している収納金の調定について、納入義務者は出納員、分任出納員及び現金取扱員のいずれかにより処理されたい。 ㊦ 市民手帳販売代金 2件 (地域振興係) ㊧ 水俣環境アカデミア施設使用料 5件 (水俣環境アカデミア) (3) 調定書に、調定書により収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されたい。 (地域振興係) ㊦ 熊本県生活交通維持・活性化総合交付金 ㊧ 水俣病総合対策費補助金水俣市ふれあいセンター) ㊨ 統計調査員確保対策事業	ア ㊦㊧ 総務課にて修正処理を行いました。 (1) ㊦㊧㊨㊩ 今後は事案の決定後速やかに調定の計上を行います。 (2) ㊦㊧ 今後は分任出納員及び現金取扱員のいずれかにより、処理を行います。 (3) ㊦ 調定書に関係書類を添付しました。

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
3 支出事務について (1) 出張命令書で、以下の不備が見られた。 ⑦ 決裁者の押印がないもの。 (令和2年度環境アカデミア1件) ① 復命書はあるが、出張命令書がないもの。 (令和2年度地域振興係1件) (2) 時間外勤務命令簿に以下の不備が見られた。 ⑦ 訂正印のないもの。 (令和2年度企画推進室1件、地域振興係2件) ① 修正する際、砂消しを使用しているもの。 (令和2年度地域振興係2件) (3) ETCカードの使用が認められるが、出張命令書がなく、復命書も作成されていないものがあった。(令和2年度地域振興係1件、令和3年度地域振興係3件) 4 契約事務について (1) 契約書に記載された、「別添の仕様書」が準備されていないものがあった。 (地域振興係) ⑦ 令和2年度企画第1号空き家等GISシステムデータ更新及び保守業務	(1) ⑦ 決裁者の押印を受け、是正しました。 ① 出張命令書を作成しました。 (2) ⑦ 訂正印を押印しました。 ① 今後は訂正印を押印し、修正します。 (3) 出張命令書及び復命書（口頭復命）を作成しました。 (1) ⑦ 契約書に「別添の仕様書」を添付しました。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

税務課
令和4年5月15日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（2）指摘事項 ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。 ⑦ 同一週内に振替休日を取得しているにもかかわらず、振替手当を支給しているもの。 （令和2年11月実働分、固定資産税係1件） ⑧ 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿に記載されているが、時間外勤務手当の支給がされていないもの。 （市民税係3件） （3）注意事項 2 収入事務について (1) 調定について、決裁権者の押印がないものが見られた。 （収納対策室） ⑦ 令和2年度 市民税 滞納繰越分 （H7、H10分）2件 3 支出事務について (1) 時間外勤務命令簿に訂正印のないものが見られた。 （令和2年度、固定資産税係3件） (2) 切手受払簿において、訂正に修正テープを使用しているものが見られた。 （固定資産係）	ア ⑦ 勤務実態を確認し、過大に支給している分の戻入を行いました。今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 ⑧ 勤務実態を確認し支給を行いました。今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 (1) 今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 (1) 修正箇所には訂正印を押印しました。今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 (2) 訂正印による修正に改めました。今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

環境課
令和4年5月6日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 丸島水路公害防止事業事業者負担金の未納額については、未納額が解消されるよう努力されたい。（環境もやい推進室） (3) 注意事項 2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 ㊦ 令和2年度熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金（環境衛生室） ㊧ 令和2年度災害廃棄物処理事業費補助金（環境クリーンセンター） 3 支出事務について (1) 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿において、以下の不備な点が見られた。（環境もやい推進室） ㊦ 課長の訂正印のないもの。 ㊧ 訂正をする際に砂消しを使用していると思われるもの。 (2) 会計年度任用職員出勤簿において、訂正をする際に修正ペンを使用しているものが見られた。（環境衛生室） (3) 購入した切手やハガキを、管理簿に記入せずに使用しているものがあつたので、適切に管理されたい。（環境もやい推進室、環境衛生室、環境クリーンセンター） 4 契約事務について	ア これまで行った弁護士相談による対応を踏襲し、未納額解消に努力します。 (1) ㊦ 今後はこのようなことがないよう、適正な事務処理に努めます。 ㊧ 今後はこのようなことがないよう、適正な事務処理に努めます。 (1) ㊦ 課長の訂正印を押印し、修正しました。 ㊧ 確認しました。 今後はこのようなことがないよう、適正な事務処理に努めます。 (2) 確認後、訂正印を押し修正しました。 今後はこのようなことがないよう、適正な事務処理に努めます。 (3) 確認し、記入しました。今後はこのようなことがないよう、適切に管理するように努めます。

課・室名
報告時点

環境課
令和4年5月6日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(1) 見積結果表の見積合せの日時の表示誤りがあった。 (環境クリーンセンター) ⑦ 廃プラスチックベルトコンベア修繕業務	(1) ⑦ 確認後、訂正印を押し、修正しました。 今後はこのようなことがないよう、適切な事務処理に努めます。
(2) 契約締結伺いと契約書とで、消費税額の記載誤りがあった。(環境クリーンセンター) ⑦ 岡山不燃物処分地浸出水処理施設水銀灯撤去及びLED照明更新工事	(2) ⑦ 確認後、市と相手方双方の訂正印を押し、修正しました。 今後はこのようなことがないよう、適切な事務処理に努めます。
(3) 協定書の起案の内容と施行文書の内容が異なるものがあった。 (環境クリーンセンター) ⑦ 水俣市環境CC煙突解体工事に伴う水俣市浄化C敷地用地管理協定の変更協議について	(3) ⑦ 確認後、起案文書の該当箇所に訂正印を押し、訂正しました。 今後は、このようなことがないよう、適切な事務処理に努めます。
5 物品管理事務等について (1) 備品購入費で購入した物品で、備品台帳に記載のないものがあった。 (環境クリーンセンター) ⑦ 残留塩素ハンディー水質計	(1) ⑦ 確認後、備品台帳に記載しました。 今後は、このようなことがないよう、事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

水俣病資料館
令和4年4月14日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。 ⑦ 複写機使用料 (3) 注意事項 2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 ⑦ 水俣病関連情報発信支援事業補助金 ⑧ 水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金 3 支出事務について (1) 切手受払簿に記載する際、字の消えるペンや鉛筆を使用しているものが見られた。 (2) スマートレターやレターパックライトを購入した際、切手受払簿に記載していないことがあるが、一度記載してから使用するべきである。	ア ⑦ 令和2年度徴収した分の調定漏れを発見し、令和3年度に調定したものです。令和2年度はまとめて調定を行っていたとのことでしたが、令和3年度以降は調定すべき現金がある度に調定するよう、取り扱いを変えております。 (1) ご指摘の通り、事務処理を失念していたものです。今後はこのようなことのないよう、館内で事務処理・決裁について周知徹底致します。 (1) 消えないボールペンを使うよう呼び掛けるとともに、定着するまでは切手受払簿で使用する消えないボールペンを簿冊に挟み使用を指定するなど、更なる周知徹底を図りました。 (2) 購入後、その場で投函した時の記入漏れがありました。記入を徹底いたします。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

財政課
令和4年5月23日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 次の行政財産の使用について、新庁舎への移転時期が変更となったため、使用期間を超えて使用しているものが見られた。また、新庁舎に係る行政財産の使用についても適切に管理されたい。（契約管財係） ㊦ 仮庁舎内売店 ㊧ 仮庁舎内自動販売機 ㊨ 組合事務所 ㊩ 仮庁舎内自動販売機 イ 時間外勤務手当の支給について、退庁管理簿兼時間外勤務命令簿に記載されているが、時間外勤務手当の支給がされていないものが見られた。（財政係） ウ 会計年度任用職員の通勤手当の支給について誤りがあった。（契約管財係） (3) 注意事項 3 支出事務について (1) 時間外勤務命令簿に記載する際、字の消えるペンを使用しているものが見られた。（財政係）	ア 指摘がありました行政財産の使用について、変更に合わせて、適正な事務処理を行いました。今後は、新庁舎に係る行政財産の使用についても適正な管理に努めます。 イ 指摘がありました時間外勤務手当の支給について、内容を確認し、適正に支出を行いました。今後は支給もれがないよう適正な処理に努めます。 ウ 指摘がありました会計年度任用職員の通勤手当については、適正に支出しました。今後は支給に誤りがないよう適正な処理に努めます。 (1) 注意がありました時間外勤務命令簿の記載について、字の消えないペンで記載しました。今後は、字の消えるペンを使用しないよう努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

経済観光課
令和4年5月13日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 江口寿史氏デザイン水俣市観光ポスターの販売を2社行っているが、ポスターの販売について、収納事務の委託の手続きをとられたい。 (観光交流推進室) イ 時間外勤務手当の支給について、振替休日を取得しているにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているものが見られた。 (令和3年11月実働分、観光交流推進室3件) ウ 工事請負契約の工期変更にあたり、その内容の妥当性の確認を行った形跡が、見られないものがあつた。 変更にあたっては、申出事項、状況説明、判断内容等を明示されたい。 (経済振興室) ⑦ 水俣市企業支援センター水道使用口自動化施工請負契約の一部変更 (3) 注意事項 1 共通事項について (1) 出張命令管理簿に以下の不備が見られたので、適切な事務処理をされたい。 (観光交流推進室) ⑦ 修正テープを使用しているもの。 ⑧ 訂正印のないもの。 ⑨ 記入する際、字の消えるペンを使用しているもの。 2 収入事務について (1) 使用料の減免について、(1万円以上) 5万円未満の減免は部長の専決事項であるが、部長の決裁を受けていないものが見られた。 (経済振興室) ⑦ 企業支援センター使用料減免 3 支出事務について (1) 復命書はあるが、出張命令書がないものが見られた。 (観光交流推進室)	ア 実態に即した会計手続きを行います。 イ 室内で情報共有し、今後は適正な事務処理に努めます。 ウ ⑦ ご指摘の件については、変更契約に係る協議記録が別冊に綴られており、監査へ提出できていなかったことが判明しました。今後は適切な書類管理を行うよう努めます。 (1) 室内で情報共有し、今後は適正な事務処理に努めます。 (1) ご指摘の件については、部長決裁を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。 (1) ご指摘のあつた案件以外についても漏れがないか再度見直しました。今後は適正な事務処理に努めます。

課・室名
報告時点

経済観光課
令和4年5月13日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 時間外勤務命令簿に以下の不備が見られた。 ⑦ 課長の訂正印のないもの。 (経済振興室12件) ⑧ 訂正印のないもの。 (経済振興室4件)	(2) ⑦⑧ 室内で情報共有し、今後は適正な事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

農林水産課
令和4年5月13日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 歳入を現金で収納したときは、領収証書を納入者に交付されたい。また、歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。（農林土木係） ⑦ 梅売却収入 イ 時間外勤務手当について、退庁管理簿兼時間外勤務命令簿の休日実働時間の記載の誤りと支給の誤りが見られた。（水産振興係） (3) 注意事項 1 共通事項について (1) 出張命令管理簿に記入する際、字の消えるペンを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。（農林土木係） (2) 出勤簿や休暇願に記入する際、字の消えるペンを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。（農林土木係） 2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2, 680参照）。 そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。（農業振興係） ⑦ 新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金 (2) 調定書に、調定書により収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されたい。	ア 梅購入者に対して領収書を交付するよう努めます。また、歳入を現金で収納したときは、受領後速やかに指定金融機関に払い込むよう努めます。 イ 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿の記載誤りでしたので訂正しました。 (1) 字の消えないペンで修正しました。以後このようなことがないように気を付けます。 (2) 字の消えないペンで修正しました。以後このようなことがないように気を付けます。 (1) 調定書については、事案の決定後速やかに決定します。 国・県からの補助金等については、交付決定通知（変更交付決定通知）後速やかに調定計上を行います。 (2) 調定書に、調定書により収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付するよういたします。

課・室名
報告時点

農林水産課
令和4年5月13日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
3 支出事務について (1) 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿において、以下の不備が見られた。 ⑦ 課長の訂正印のないもの。(農業振興係) ① 字の消えるペンを使用しているもの。(農林土木係) (2) 切手受払簿において、以下の不備が見られた。 ⑦ 使用者の記載のないもの。(農業振興係5件) ① 字の消えるペンを使用しているもの。(農林土木係) 4 契約事務について (1) 公共工事請負契約約款第9条に規定する「監督員」が異なるものがあつた。 ⑦ 農地等災害復旧事業袋・永尾地区農地災害復旧工事(205-15)(農林土木係)	(1) ⑦ 訂正印のないものについて、課長の訂正印を押印しました。以後このようなことがないよう気を付けます。 ① 字の消えないペンで修正しました。以後このようなことがないよう気を付けます。 (2) ⑦ 使用者を記載しました。以後このようなことがないよう気を付けます。 ① 字の消えないペンで修正しました。以後このようなことがないよう気を付けます。 (1) ⑦ 実態に合わせ、文書をもって監督員の引継ぎを行いました。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

土木課
令和4年4月18日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(3) 注意事項 1 共通事項について (1) 出張命令管理簿に記入する際、字の消えるペンや鉛筆を使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。 (道路河川整備室) (2) 週休日・休日の振替簿に記入する際、字の消えるペンを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。 (道路河川整備室) (3) 休暇願に記入する際、字の消えるペンを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。 (道路公園管理室) 2 収入事務について (1) 道路占用許可について、許可日、占用期間が決裁日より前になっているものが見られた。 (道路公園管理室) ⑦ 水土指令第11号 3 支出事務について (1) 出張命令書で、復命書はあるが、出張命令書がないものが見られた。 ⑦ 第1回令和2年7月豪雨等復旧・復興工事情報連絡会議（仮称） (2) ETCカードの使用が認められるが、出張命令書がないものがあった。 (道路河川整備室1件) ⑦ 12月18日袋インター用地交渉 (3) 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿に以下の不備が見られた。 ⑦ 修正の際、修正テープを使用しているもの。 (道路公園管理室2件) ① 字の消えるペンを使用しているもの。 (道路河川整備室)	(1) 修正し、今後ボールペン等を使用するよう課内で周知しました。 (2) 修正し、今後ボールペン等を使用するよう課内で周知しました。 (3) 今後ボールペン等を使用するよう課内で周知しました。 (1) 今後このようなことがないようにチェック体制を強化します。 (1) 記載しました。今後漏れがないよう努めます。 (2) 記載しました。今後漏れがないよう努めます。 (3) ⑦ 今後、見え消し押印で対応するよう課内で周知しました。 ① 修正し、今後ボールペン等を使用するよう課内で周知しました。

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(4) 特殊勤務命令簿に以下の不備が見られた。 (道路河川整備室) ㊦ 修正の際、修正テープを使用しているもの。 ㊧ 字の消えるペンを使用しているもの。 ㊨ 誤った部分の上から紙を貼っているもの。 (5) 収入印紙確認簿に記入する際、字の消えるペンを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。 (道路河川整備室)	(4) ㊦㊨ 今後、見え消し押印で対応するよう課内で周知しました。 ㊧ 修正し、今後ボールペン等を使用するよう課内で周知しました。 (5) 修正しました。ご指摘があった以降、適正に処理を行っています。
4 契約事務について (1) 設計書の作成にあたり、民間が作成した地図の事前利用の手続きが行われていないと思われる資料（シールが無いもの）があった。本市所有の道路台帳や本市が導入したシステムデータ等を利用し、適法、適正な事務の処理に当たられたい。 (道路公園管理室) ㊦ 市道草刈り業務（令和3年度土木第2-1号） (2) 契約書、請書において、仕様書による指示をうたっているもののうち、その添付が無いものがあった。 (道路河川整備室) ㊦ 月浦調整池維持管理業務 ㊧ 八幡遊水地維持管理業務 ㊨ 牛込川応急復旧業務 ㊩ 字水路（宝川内）応急復旧業務	(1) 今後、本市所有の道路台帳や本市が導入しているシステムデータ等を利用することを職員に指示しました。 (2) 今後適正に処理を行います。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

都市計画課
令和4年4月27日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（2）指摘事項 ア 道路占用条例を準用して占用料及び使用料を算定しているものについて、1月未満の利用分に消費税及び地方消費税相当額を加算していないものが見られた。（都市計画係） ㊦ 水都指令第180号（令和3年度） ㊧ 水都指令第132号（令和3年度） ㊨ 水都公園指令第35号（令和3年度） ㊩ 水都公園指令第31号（令和3年度） ㊪ 水都公園指令第12号（令和3年度） ㊫ 水都公園指令第7号（令和3年度） ㊬ 水都指令第9号（令和3年度） ㊭ 水都公園指令第49号（令和2年度） ㊮ 水都公園指令第44号（令和2年度） ㊯ 水都指令第302号（令和2年度） （3）注意事項 3 支出事務について (1) 物品購入について、物品購入・修理伺書の起票年月日より前に注文している事案があった。（都市計画係1件） (2) 消耗品の購入にあたり、市内業者による請求であるが、ネット等の通信による発注のため、送料が発生している。効率的かつ適正な予算執行方法に留意されたい。（都市計画係3件）	ア ご指摘の通り消費税及び地方消費税相当額を加算していないものがありましたので、決定変更し、加算分について追加納付依頼を行いました。今後適切な算定と確認を行います。 (1) 注文依頼票の日付に誤りがありましたので修正しました。 (2) 今後は送料の有無に注意を払いながら執行します。

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

教育課（旧生涯学習課）
令和4年5月11日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（2）指摘事項について ア 時間外勤務手当の支給誤りが見られた。 （文化振興室2件） イ 見積徴取先が1者であるもので、仕様書に「樹木医の知識を持って」とされているが、その確認を行った形跡が見当たらない。業務における条件の整備、当該条件の確認を行うべき。 （前年度も同様の意見）（文化振興室） ⑦ 蘇峰記念館イチョウ剪定委託業務 （3）注意事項 1 共通事項について (1) 公民館使用許可申請書及び公民館使用料減免申請書の使用料金欄について、字の消えるペンを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。 （公民館） (2) ETCカード使用管理簿の記載内容を訂正する際、修正テープを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。 （社会教育推進係） 2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。 そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 （社会教育推進係） ⑦ 地域学校協働活動推進費補助金	ア 今後は確認を徹底し適切に処理します。 イ 今後は樹木医の認定証等の確認を行い、業務における条件等について精査します。 (1) 今後は適切に処理します。 (2) 指摘のとおり訂正しました。今後は確認を徹底し、適切に処理します。 (1) 今後は適切に処理します。

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 教育財産の目的外使用の許可について、教育長の決裁を受けていないものが見られた。 (社会教育推進係) ㉞ 水教生指令第29号（令和3年度） ㉟ 水教生指令第43号（令和3年度） ㊱ 水教生指令第52号（令和3年度） (3) 教育財産の目的外使用料及び減免額に誤りが見られた。 (社会教育推進係) ㊲ 水教生指令86号（令和2年度） 3 支出事務について (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令書がないものがあった。 (社会教育推進係2件) ㊳ 成人式ビデオレター撮影12/3、12/10 (2) 退庁管理簿兼時間外勤務において、以下の不備が見られた。 ㊴ 課長の命令印のないもの。 (社会教育推進係、令和4年1月実働分) ㊵ 従事者印のないもの。 (社会教育推進係、令和4年1月実働分) ㊶ 時間外勤務日の記載誤り。 (社会教育推進係1件) ㊷ 字の消えるペンを使用しているもの。 (社会教育推進係1件) ㊸ 課長の訂正印のないもの。 (文化振興室4件) (3) 会計年度任用職員の出勤簿において、以下の不備が見られた。 ㊹ 修正テープを使用しているもの。 (公民館) (図書館) ㊺ 鉛筆や字の消えるペンを使用しているもの。 (公民館) (図書館) ㊻ 訂正印のないもの。 (公民館) (4) 物品購入伺書に記載されている検収日が、納品日より遅いものが散見されたが、検収日は検査日であるため、納品後、速やかに検収されたい。 (公民館) (図書館)	(2) 今後は確認を徹底し、適切に処理します。 (3) 今後は確認を徹底し、適切に処理します。 (1) 指摘のとおり訂正しました。今後は確認を徹底し、適切に処理します。 (2) ㊴㊵㊶㊷ 指摘のとおり訂正しました。今後は確認を徹底し、適切に処理します。 ㊸ ご指摘のとおり課長印を押印しました。今後は確認を徹底し適切に処理します。 (3) ㊹ 今後は適切に処理します。 (公民館) ご指摘の箇所について、正しく訂正、記載しました。 (図書館) ㊺ 今後は適切に処理します。 (公民館) ご指摘の箇所について、簡単に消えないペンにより、記載しました。今後は、適切に事務処理します。 (図書館) ㊻ 今後は適切に処理します。 (4) 指摘のとおり、今後は適切に処理します。 (公民館) 今後は、納品後、速やかに検収し、正しく検収日を記載します。 (図書館)

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(5) 切手受払簿に記入する際、以下の不備が見られた。 ㉞ 使用枚数や日付の記載のないもの。（公民館）（図書館） ㉟ 鉛筆や字の消えるペンを使用しているもの。（社会教育推進係）（公民館）（図書館） ㊱ 修正テープを使用しているもの。（図書館） ㊲ 訂正印のないもの。（公民館）（図書館）	(5) ㉞ 今後は適切に処理します。（公民館） 使用枚数や日付の記載のない箇所について、正しく記載しました。（図書館） ㉟ 指摘のとおり訂正しました。今後は確認を徹底し、適切に処理します。（社会教育推進係） 今後は適切に処理します。（公民館） 鉛筆や字の消えるペンを使用している箇所について、簡単に消えないペンにより、記載しました。（図書館） ㊱ 修正テープを使用している箇所について、正しく訂正、記載しました。 ㊲ 今後は適切に処理します。（公民館） 訂正印のない箇所について、正しく訂正印を押印しました。今後は、細心の注意を払い、事務処理します。（図書館）
4 契約事務について (1) 監督員の配置が見受けられるものの、その通知の痕跡が見当たらないものがあった。（文化振興室） ㉞ 文化会館外壁等改修工事監理業務 ㉟ 文化会館外壁等改修工事 ㊱ 令和2年度薩摩街道発掘調査業務 ㊲ 久木野山上地区発掘調査業務 ㊳ 水俣市文化会館水道使用口自動水栓化工事 ㊴ 令和3年度久木野山上地区発掘調査業務 (2) 1者随意契約の理由及び仕様書に、「剪定用バケット車の場所を確保できない。樹上でのロープワークによる特殊な作業」、「道路の占有がないよう、ロープワークにて実施」とあり、契約書の仕様書においても「道路の占有がないよう、ロープワークにて実施」とされている。 しかし、作業写真集によると、県道側に、作業車とトラックを配置し、作業している写真がある。 仕様書の変更の手続きと所要の変更契約を行われない。（文化振興室） ㉞ 蘇峰記念館イチョウ剪定委託業務	(1) 今後は適切に書面にて通知いたします。 (2) ご指摘のとおり手続きを行いました。

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

教育課（旧教育総務課分）
令和4年5月11日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（2）指摘事項 ア 教育財産の目的外使用の許可について、教育長の決裁を受けていないものが見られた。また、使用面積の1平方メートル未満の端数を1平方メートルとしていないものが見られた。（総務係） ⑦ 水教総指令第108号 イ 出納員は、歳入を現金で収納したときは、領収書を納入者に交付されたい。（学務係） ⑦ 私用電話料 ウ 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りが見られた。 ⑦ 時間外勤務手当の算定誤り。（給食センター1件） ① 同一週内に振替休日を取得しているにもかかわらず、振替手当を支給しているもの。（総務係2件、学務係1件） （3）注意事項 1 共通事項について (1) 週休日・休日の振替簿に記入する際、字の消えるペンや鉛筆、修正テープを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。（教育総務課）（給食センター） 3 支出事務について (1) 時間外勤務手当の支給について、退庁管理簿兼時間外勤務命令簿に記載されていないが、週休日に勤務し、同一週内に振替休を取得しているものがあつた。また、振替簿にも記載がないため、適正な管理をお願いしたい。（給食センター1件） (2) 時間外勤務命令簿に以下の不備が見られた。 ⑦ 訂正印のないもの。（総務係1件、学務係1件） ① 課長の訂正印のないもの。（学務係4件）（給食センター2件） ⑦ 訂正する際、修正テープを使用しているもの。（給食センター） 4 契約事務について (1) 施設整備工事及び当該工事監理業務のうち、おのおの類似する名称の2つの事業で、その内容の相違が不明な事業における監督員の定める方法が相違するものがあつた。設置理由、設置方針等を明確にされたい。（総務係）	ア 使用面積3.34㎡を4.0㎡とすべきところを3.0㎡として使用料の許可通知を行った。今後は、このようなことがないようにチェック管理を行い適正に処理を行います。 イ 今後、このようなことがないように適正な事務処理に努めます。 ウ 今後、このようなことがないように適正な事務処理に努めます。 (1) 誤りを訂正しました。以後注意します。 (1) 誤りを訂正しました。以後注意します。 (2) ⑦①⑦ 誤りを訂正しました。以後注意します。 (1) 設置理由、設置方針等を明確にし、水俣市公共工事請負契約約款に基づき、適正な事務処理に努めます。

課・室名
報告時点

教育課（旧教育総務課分）
令和4年5月11日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 契約相手方からの「工事目的物引き渡し申出書」において、相手方が記載すべき項目についての消しゴムによる修正と本市側が管理すべき項目への追加記載があった。 (総務係) ㊦ 水俣第一中学校普通教室空調設備設置工事	(2) 今後、適正な事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

スポーツ交流課
令和4年4月28日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（２）指摘事項 ア 行政財産の目的外使用に係る使用料について、消費税及び地方消費税相当額を算定していないものが見られた。（スポーツ交流係） ㊦ 1月に満たない土地の使用料 ㊩ 総合体育館自動販売機設置 イ 週休日に出勤し同一週に振替休を取得できていなかったが、振替手当が支給されていないものがあった。（スポーツ交流係） ウ 契約締結にあたり、契約書を省略し請書徴取したもので契約書締結のものがあった。労務、印紙等過大な負担が発生している。（スポーツ交流係） （３）注意事項 1 共通事項について (1) 体育施設使用料減免申請書、学校体育施設等使用許可申請書及び学校体育施設等使用料減免申請書の使用料欄について、字の消えるペンを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。（スポーツ交流係） 2 収入事務について (1) 領収証を発行している調定について、納入義務者により処理されたい。（スポーツ交流係） ㊦ 水俣市スポーツキッズサポーター基金寄付金 3 支出事務について (1) 出張命令管理簿及びETCカード使用管理簿に出張先及び用件の記載ないものがあった。（スポーツ交流係） (2) 復命書に氏名が記載されているが、出張命令書に氏名が記載されていないものがあった。（スポーツ交流係） ㊦ 東京2020聖火リレー前日ミーティング	ア 今後このようなことがないように適切に目的外使用料の算定について徹底します。 イ ご指摘のとおり是正しました。今後このようなことがないように適切に振替の処理について徹底します。 ウ 今後このようなことがないように適切に契約書締結の取扱について徹底します。 (1) 今後このようなことがないように適切に事務処理いたします。 (1) 今後このようなことがないように適切に事務処理いたします。 (1) ご指摘のとおり是正しました。 (2) ご指摘のとおり是正しました。

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
5 物品管理事務について (1) 備品台帳に記載されていないものがあった。 (スポーツ交流係) ⑦ フラットベンチ購入 (49,500円) ⑧ 移動式バスケットゴール用ショットクロック購入 (79,000円)	(1) ご指摘のとおり是正しました。